

## 保有個人データの開示等請求の手続きについて

個人情報保護規程の定めるところにより、当法人の保有個人データに関して、開示、利用目的の通知、訂正・利用停止等のご請求があった場合は、本人であること等を確認させていただいた上で、法令・規程等に基づく合理的な範囲において適切に対応をいたします。

### 1. 請求者について

開示等請求を行うことができる方は、原則として本人です。ただし、本人が委任した代理人（任意代理人）、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

### 2. 保有個人データの開示等請求について

保有個人データの「開示等請求」とは、次の求めのことをいいます。

- ①開示
- ②利用目的の通知
- ③訂正等（訂正、追加または削除）
- ④利用の停止等（利用の停止、消去または第三者提供の停止）

### 3. 開示等請求の対象となる保有個人データについて

開示等請求の対象となる個人情報とは、当法人の保有する個人情報のうち、当法人が開示等の権限を有するもの（これを「保有個人データ」といいます）に限ります。

### 4. 開示等請求の対象となる保有個人データの特定について

開示等請求にあたっては、対象となる保有個人データを特定していただきますようお願いいたします。なお、次に該当するものは、開示等請求の対象としておりませんのでご注意ください。

- ①法の定めにより開示等の対象としないもの
- ②開示等することで、本人または第三者の権利利益を害するおそれがあるもの
- ③開示等することで、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ④開示等することが他の法令に抵触することとなるもの
- ⑤その他、法令規程等に定めるもの

### 5. 保有個人データを開示できない場合について

次に該当する場合は、開示等いたしかねます。

- ①ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
- ②申請書に記載されている氏名・住所と本人確認のための書類に記載されている氏名・住所が一致しない場合等、本人からの請求であることが確認できない場合
- ③代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合
- ④開示等をご請求いただいた個人情報「保有個人データ」に該当しない場合

- ⑤本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑥当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑦他の法令に違反することとなる場合
- ⑧開示等に係る手数料をお支払いいただけていない場合
- ⑨その他、法令規程等に定めるもの

## 6. 手続きの方法について

開示等請求にあたっては、所定の申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類を同封の上、個人情報問い合わせ窓口にご郵送ください。電話やメール、FAX等で開示等請求があった場合は、原則として受け付けておりません。郵送にあたっては、簡易書留等の発送記録が取れる方法での提出をお勧めしております。

<ご提出いただく書類>

### ①保有個人データの開示等請求の申請書（所定の様式）

### ②請求者本人を確認できる書類（代理人が請求される場合は、代理人の方の本人確認書類）

運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、等の官公庁発行の顔写真付証明書の写し	何れか 1 点
健康保険被保険者証の写し、年金手帳の写し、住民票（原本）、印鑑登録証明書（原本）、等の官公庁発行の顔写真のない証明書	何れか 2 点

### ③代理関係を確認できる書類（代理人が請求される場合のみ）

(a) 親権者又は未成年後見人の場合	戸籍謄(抄)本(発行 3 か月以内)
(b) 青年後見人の場合	後見登記事項証明書(発行 3 か月以内)
(c) 上記以外の代理人の場合(任意代理人)	本人(開示対象者)の印鑑登録証明書(発行 3 か月以内)と委任状の 2 点

## 7. 手数料について

情報開示及び利用目的の通知には、原則として、文書 1 件につき 300 円の手数料が発生します。これを超える場合等には、別途連絡いたします。また、お支払い方法については、別途連絡いたします。

## 8. 個人情報の問い合わせ窓口

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-21-14

社会福祉法人新栄会 本部事務局 個人情報保護担当

TEL : 03-3360-4082 平日 9 時～17 時（12 時～13 時除く）